

○匝瑛市防犯灯の設置及び維持管理要綱

平成18年1月23日

告示第4号

改正 平成19年2月27日告示第7号

平成22年6月21日告示第36号

平成26年12月26日告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、夜間における犯罪、事故等の発生を防止するため、市が設置する防犯灯（以下「防犯灯」という。）の設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定する道路及び常時一般の通行の用に供されている公道をいう。
- (2) 防犯灯 道路を照明するもので、夜間における道路歩行中に発生する犯罪、事故等を未然に防止するため、市が設置する夜間照明をいう。
- (3) 関係機関 防犯を目的として設置された団体、警察署等をいう。
- (4) 通勤路 駅、停留所等と集落を結び、主に通勤のため使用されている道路で、かつ、人家が少ない区域にある区間をいう。
- (5) 通学路 児童生徒等が通学のため平常利用する道路で、かつ、人家が少ない区域にある区間をいう。

(設置の基準)

第3条 防犯灯の設置は、新たに設置しようとする箇所と既に設置してある箇所との距離が都市計画用途地域にあっては50メートル以上、その他の区域にあっては80メートル以上の距離を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 通勤路又は通学路
- (2) 集落と集落とを結ぶ道路で、自動車等の交通量の少ない道路

(3) 犯罪、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるため関係機関から設置要望があった箇所

(4) 第1号又は第2号に定める道路に隣接している墓地等で、特に防犯上必要な箇所

(設置等の申請)

第4条 防犯灯の設置又は移転を希望する区長、連絡員、防犯指導員又は関係機関は、防犯灯（設置・移転）申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(設置等の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、現地調査を行った上で設置又は移転の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(工事の施工)

第6条 防犯灯は、東京電力株式会社又は東日本電信電話株式会社が設置した電柱（以下「本柱」という。）に設置する。ただし、本柱に設置できないときは、市の設置した小柱に設置する。

2 防犯灯は、10ワット以下のLEDに自動点滅器を取り付けた定額の公衆街路灯Aとする。

(経費の負担)

第7条 防犯灯の設置に要する経費、電気料、修理費等の維持管理に要する経費は、市が負担する。

(機能保持及び故障等の報告)

第8条 区長又は連絡員は、市民の協力を得て常に防犯灯の効果的な照明に留意し、その機能保持に努めるとともに、故障その他防犯灯に異常があるときは、市に報告するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、防犯灯の設置及び維持管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、八日市場市防犯灯の設置及び維持管理要綱（昭和62年八日市場市告示第22号。以下「合併前の八日市場市告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までの間に限り、旧八日市場市の区域については、第6条第1項ただし書及び第7条の規定は適用しない。この場合において、合併前の八日市場市告示第6条第1項ただし書及び第2項並びに第7条の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成19年2月27日告示第7号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日告示第36号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年12月26日告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

副市長		課長				担当者	
-----	--	----	--	--	--	-----	--

防犯灯(設置・移転)申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

(区長、連絡員又は防犯指導員)

住所

氏名 ㊟

電話

下記のとおり防犯灯の設置(移転)を申請します。

記

防犯灯設置(移転)申請場所	
(申請事由)	
(申請場所付近見取図)	

別記様式（第4条関係）